

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和元年八月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査機関の名称					変更のあった農産物検査員	変更年月日
追加						
東村 由紀江	矢野崎 大輝	三谷 哲	小田 祐司	下土井 崇	氏名	
広島市安佐南区上安五丁目三番一七―四〇一号	広島市西区古江西町二番二〇―五〇三号	広島市西区己斐西町一四番二一号	広島市西区楠木町三丁目一三番三四―一〇〇二号	安芸郡府中町鶴江一丁目二三番二三―一〇二号	住所	
もみ、玄米、そば	もみ、玄米、大豆、そば	もみ、玄米、大豆、そば	もみ、玄米、大豆、そば	もみ、玄米、大豆、そば	農産物検査を行う農産物の種類	
令和元年七月二二日	令和元年七月二二日	令和元年七月二二日	令和元年七月二二日	令和元年七月二二日		

広島市農業協同組合